

2008くらしのサポーター通信No.27

2008.8発行

ハイライト:

□今月のテーマ:高齢者の消費者トラブル

□お知らせ:消費者大学校

□交流コーナー:コラム“臓器の耐用年数?～心臓50年～

高齢者の消費者トラブル

高齢者の消費者被害が後を絶ちません。

その要因として、身体能力や判断力の低下、経済的不安、健康不安、周囲とのコミュニケーション不足による情報不足や寂しさ等の事情を抱えている高齢者が多いことが考えられます。悪質な事業者はこうした高齢者の弱みにつけこんで、さまざまな手口で契約を迫ってきます。

そこで、悪質商法による被害事例のうち代表的なものを取り上げ、その手口の特徴や対応策をお伝えするとともに、高齢者自身だけでなく、周りの人々にも気を付けていただきたいポイントについて紹介いたします。

1 催眠(SF)商法

■相談事例■

無料でパンや日用品を配り、最後は30万円の低周波治療器の契約

ホームヘルパーさんからの相談です。訪問先のおばあちゃんが、地元のイベントに行ったとき、近くにあった仮設テント前で「抽選会があるよ」と言って呼び込まれ、パンやお米を無料でもらったり、抽選にも当たって日用品を持ち帰ったりしているようです。また、翌日の入場チケットがもらえて健康講座を聞けるらしく、おばあちゃんは「販売員の話はとてもおもしろく、みんな盛り上がっている」と喜んで通っています。

しかし最近、ついに30万円もする低周波治療器を購入させられていることが発覚。ほかにも何か買ったのか、と聞いたところ、健康食品など次々と高額な商品を買わされていました。どうやらおばあちゃんは「買わなきゃ損する」という気持ちにさせられてしまっているようです。

■手口の特徴■

- (1) きっかけは、「格安」・「無料」のチラシや引換券で会場に誘う。
- (2) 閉め切った会場で食料品などを格安で販売・無料提供しながら、雰囲気盛り上げる。
- (3) 低額商品をもらったり、健康講座を開くなど、高齢者の関心を引き付け、何度も通わせる。

■アドバイス■

- (1) 「無料」や「格安」のチラシ・引換券は、受け取らないことです。無料配布や格安で買える誘いには何かあると思しましょう。
- (2) 誘われても絶対に会場へ行かないことです。会場に行くと「買わなければ損する」という気持ちになったり、途中で帰りたいと思ってもなかなか帰らせてくれないことがあります。
- (3) 会場が臨時店舗などの場合は特に注意しましょう。商品を契約したあとに「変だ!」と気づいても、既に業者は引き払って、行方が分からないということもあります。

(消費者の皆様へ)

事例のような悪質な販売方法を行う事業者から身を守るためには、「無料」などと言って訪ねて

くる事業者には、「必要ありません」「帰ってください」ときっぱり断ることが大切です。

それでもしつこく言い寄られ、断り切れずに契約してしまった場合は、すみやかに「クーリング・オフ」の通知を出しましょう。

もし、クーリング・オフ期間（契約書を受け取った日から8日間）が過ぎてしまっても、中途解約が可能な場合があります。あきらめずに消費者情報センターに相談しましょう。

何より、日頃から身内や近所の人との会話を心がけ、何でも相談できるようにしておくことが大切です。

（くらしのサポーターの皆様へ）

周りの高齢者の方に「何か変だな」と気づいたことがあれば、お節介と思わずに、ちょっとひと声かけて、世間話などをしながら、確かめてみてください。

例えば、「自宅に見慣れない商品がある。」「同じ商品が必要以上にある。」「業者から頻繁に電話がある。」「契約書や見積書、領収書がある。」とか、「最近、出掛ける回数が増えたな」と感じる、などです。

また、周囲が悪質商法の被害を察知・発見しても、高齢者本人は、だまされていることに気付かないことが多いのも問題です。それが本当に必要な契約、商品、サービスなのか、本人に確かめてみましょう。

紹介した事例のほかにも、点検商法や利殖商法と呼ばれるものなど、さまざまな悪質商法がはびこっています。被害にあった高齢者の多くは、強引な勧誘で契約させられた場合でも、契約してしまったのだから支払う義務があると思い込んでいたり、契約した自分を責めたりします。

それに、家族など他の人に見つからないように「被害を隠す」傾向もみられます。このため、高齢者の被害は、なかなか顕在化しないという特徴があります。

被害を掘り起こし、未然に防ぐことや早期発見するには、家族や近所の人、民生委員やヘルパー、ケアマネジャー、それに「くらしのサポーター」等の高齢者の周りの人々が高齢者の行動を見守り、変化に気づくことが大切になります。

■ おわりに ■

最近では、医療費の還付金詐欺のような、新手的振り込め詐欺の手口も出てきており、高齢者の消費者被害は、益々深刻になっています。

高齢者の被害を少なくしていくためには、繰り返しますが、家族や身近な人が、常に見守り、注意をしていくことが求められます。また、消費者情報センターが主催する講座やビデオの貸出、パンフレット等を利用し、高齢者が被害にあわないための対策を考えておくことも大切です。

不安になったり、被害にあったことが分かったら、迷わずに消費者情報センターに相談しましょう。

くらしのサポーターの皆さんへ

商品やサービスの契約に関することでお困りの高齢者の方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

消費者大学校カリキュラムご案内

受講生を引き続き募集中です。カリキュラムの内容を一部ご紹介します。

<講義>

- ・くらし方を食卓から考える 県消費生活審議会会長 藤岡 幹恭 氏
- ・くらしの情報 消費生活アドバイザー 加渡 いづみ 氏
- ・徳島の経済 徳島文理大学総合政策学部長 中村 昌宏 氏
- ・地球環境問題と私たちの生活 徳島大学大学院教授 近藤 光男 氏

<グループ研究>

10人程度のグループでそれぞれ時勢のテーマで研究します。

＜受講生以外も聴講できる公開講座＞

- ・金融経済講演会 くらしと法律 弁護士 大西 聡 氏
- ・くらしと健康 徳島大学大学開放実践センター教授 田中 俊夫 氏

■募集期間 8月11日（月）～9月11日（水）

■お問い合わせ・申込先

徳島県消費者情報センター
特定非営利活動法人 徳島県消費者協会
徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル5階
電話 088-625-8285

くらしのコラム

臓器の耐用年数？～心臓50年～

寿命が延び続けているが、これが人間の耐用年数と言う物なのかと思う。死亡のときに何らかの病名の診断があり、体のどこかが使用に耐えなくなったのが、死なのだろう。

表現が不適切だが、人間の臓器を部品と見立てれば、耐用年数を推定できる。目安は臓器移植の提供者になれる年齢で、提供できるのは概ね15歳を超えて、概ね50歳までが心臓、60歳までがすい臓・小腸、70歳までが肺・腎臓・肝臓。角膜には年齢制限はなく、骨髄移植のドナーになるには年齢と共に体重などの条件もある。

私のことを言えば、部品としてリサイクルできないものばかりで走っている中古車であり、ちょっと辛い。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

今年の消費者大学校大学院も8月23日に修了いたしました。卒業生の皆様、おめでとうございます。

大学院を修了なさった方々には、どうか「くらしのサポーター」として、ご活躍してくださることを期待しています。

朝晩は涼しくなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続くようです。どうか皆様は体調をくずされませんよう、お元気にお過ごしください。